

- ・今回の件，まず，教育委員会への説明が十分でなかったのが遺憾であるとする。
- ・業者がすでにボーリング調査を行っていた。
- ・はじめは，市関係者も教育委員会への連絡が不十分であったと考えている。
- ・審議会の意見書に対して，市長から謝罪の言葉があった。こういう事態になったということは大変申し訳なかったと言っている。
- ・本発掘調査費は，全面調査なら1000万円，部分に限っても600万円かかる。
- ・発掘調査は公費ではなく，事業者負担で行うものである。
- ・事業者の方は設計変更は難しい。調査費の負担もしんどいと言っている。
- ・今後，原因者負担で本発掘調査による記録保存が最低条件。
- ・他の場所を検討してもらったが，代替地はないということ。

(委員)

非常にづらい立場については，よくわかった。だからといって，現状のままの工事を認める訳にはいかない。事業者との協議はどうなっているか？

(事務局)

- ・事業地の変更について，事業者と福祉担当と話をした。事業者が零細で，市の方に用地の提供を求めた。市はこれまでの活動内容から土地を提供することにした。と聞いている。
- ・市有地で，不要な土地はすべて売却してしまっている。そのため，今回の事業地に代わる土地はない。と聞いている。
- ・事業の中止はできない。とのことである。
- ・設計変更について，事業者は国庫補助事業の内定をもらっている。今年度中に工事着工しなければ，補助金を返還しなければならない。設計変更は無理ということ。
- ・記録保存について，調査費がないと聞いているが，発掘調査なしということにはできないので，調査費用は事業者を考えてもらわざるを得ない。

(委員)

市有地を事業者に提供するという事は，土地所有者が市(土地開発公社)なら設計変更の要求ができるのではないか？

(事務局)

話してみる。

(委員)

本発掘調査をせずに保存できるように，設計変更をすべき。記録保存は避けたい。金津山古墳は1500年以上伝えられてきた。現在，かろうじて残っている遺構は，復元・整備に備えて保存しておくべき。

(事務局)

地域の方々にも説明できるように処理する必要がある。現時点では，設計変更の方針でお願いする。

(委員)

- ・場所的には打出合戦で砦をつくった可能性が高い。戦国武将でさえ，古墳を保存している。
- ・事務局が妥協点をつめられたことに感謝する。

(事務局)

設計変更するよう依頼するが，話がつかなければ，記録保存を採らざるを得ないという状況。その場合，委員には事前に説明することを約束する。

(委員)

- ・ 前回，審議会では事業を絶対に認めないということで，意見統一した。
 - ・ 今後，事業着手を認めるとしたら，後円部周濠を傷つけない建設。これが最後のライン。記録保存の方針を今日の時点で認めることはできない。再度，審議する。
- (事務局)
- ・ 教委としては，遺構を大切にするため，設計変更してほしいと依頼する。
 - ・ 本来の埴輪館は延期されてしまう，ひょっとすると事業がなくなってしまうかもしれない。
 - ・ 今後，設計変更の方針を進める。

以 上